

貯金等との誤認防止にかかるご案内

当組合で取扱う投資信託等について、以下の点にご留意いただきますようお願い申し上げます。

1. 投資信託は、貯金等でも共済契約でもありません。
2. 投資信託は、貯金保険制度の対象ではありません。
3. 投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象ではありません。
3. 投資信託は、元本の返済は保証されていません。
4. 貯金等は、共済契約ではありません。